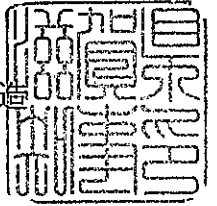




滋 医 政 第 6 5 2 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 29 日

滋賀県医療審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県保健医療計画の見直し等について (諮問)

本県は『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』を基本理念に、令和 6 年 3 月に第 8 次「滋賀県保健医療計画」を策定し、保健・医療・福祉が一体で生活を支える「医療福祉」の仕組みづくりを目指し、各施策を推進しているところです。

今後、2040 年には、医療と介護の複合的なニーズを抱える 85 歳以上の高齢者が増加する一方で、生産年齢人口の減少が一層進むことにより、高齢者の救急や在宅医療にかかる需要の増加、医療提供を支える人材の確保がますます困難になるなど、地域医療を取り巻く環境の変化が見込まれます。

こうした中にあっても、全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができるよう、地域において切れ目のない医療提供の確保が求められます。

このため、地域ごとの医療需要や医療資源の状況を踏まえつつ、入院医療、外来医療、在宅医療にわたる医療機関相互の役割分担と連携や、医療人材の確保・偏在是正に向けた取組、情報通信技術の活用による医療のデジタル化などを通じて、これまで以上に効果的かつ効率的な医療提供体制を構築していく必要があります。

こうした考えのもと、滋賀県保健医療計画の中間見直しにおいては、5 疾病 6 事業・在宅医療をはじめ各分野において、現行計画の進捗評価を踏まえ、取組内容や指標について、必要に応じて見直しを行います。

滋賀県医師確保計画の改定においては、重点的に医師の確保を図る区域を定めるとともに、当該区域における医師確保を推進するため、医師偏在是正プランを策定し、経済的インセンティブ等の支援策を検討してまいります。

滋賀県外来医療計画の改定においては、現状の外来医師の偏在状況を踏まえ、将来にわたり外来医療提供体制が維持できるよう検討してまいります。

新たな地域医療構想の策定においては、2040年とその先を見据え、安定的な医療提供体制の構築に向け、医療機関の機能分化と連携を図るため、これまでの地域医療構想における入院医療に加えて、外来医療や在宅医療、医療と介護の連携、人材確保を含む医療提供体制全体の方向性を定めてまいります。

については、これらの計画等について、医療の専門的知見や医療を受ける側の視点から、貴審議会の意見を求めます。